

令和2年 第13回

教育委員会定例会会議録

とき 令和2年12月8日

品川区教育委員会

令和2年第13回教育委員会定例会

日 時 令和2年12月8日(火) 開会：午後2時
閉会：午後2時28分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 齋藤 信彦
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 丸谷 大輔
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 稲生 彩夏
書 記 中嶋 康二

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 57 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 第 58 号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 報告事項 1 事務局職員の任免等について
- 報告事項 2 令和 3 年度学校選択における抽選校について
- 報告事項 3 都費教職員の任免等について（休職）

令和2年第13回教育委員会 定例会

令和2年12月8日

【教育長】 ただいまから令和2年度第13回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、菅谷教育長職務代理者、富尾委員を御指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

まず本日の会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。日程第2 報告事項1 事務局職員の任免等について、日程第2 報告事項3 都費教職員の任免等について(休職)、この2つの会議の持ち方についてですが、この両件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第57号議案幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について。日程第1、第58号議案学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について。

これらの2件の議案は一括して説明をお願いし、質疑の後それぞれ採決していきたいと思っております。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは日程第1、第57号議案幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、第58号議案学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてを併せて説明させていただきます。

資料につきましては、ステープラー左上どめの資料1及び2をまとめたものでございます。1枚目を基に説明させていただきます。

ただいま申し上げました幼稚園教育職員及び学校教育職員に係る規則の改正につきましては、給与に関する条例施行規則の一部を改正するものでございます。

まず初めに、資料の下段に参考としまして、税法改正の趣旨がございまして、こちらの地方税法等の一部改正に伴いまして、本規則改正が必要になりましたので、説明させていただきます。

今回、税法改正の部分では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しということが行われたところでございます。

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていたものでございます。

また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦(夫)控除の額が違うなど、男女の間で

も扱いが異なっているところがありました。

そこで、今回全てのひとり親家庭に対し、公平な税制支援を行う観点から改正を行うこととされたものでございます。

これを受けまして、改正案の概要を御覧いただければと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、寡婦・寡夫制度が見直され、これまでの「寡夫」は以後「ひとり親」として税法上取り扱われることとなったものでございます。

寡婦・寡夫制度の見直しに伴い、職員別給与簿の様式上に、本人が「寡婦」または「ひとり親」に該当する場合等に記載できる欄を設ける改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和3年1月1日を予定しているものでございます。

また、2枚おめくりいただきますと新しい様式、2枚目の裏面でございます。職員別給与簿の右下に年末調整というところがございます。

こちらは一番下、住所、扶養親族を書く欄の上部、本人該当・扶養人数等に何も記載がございません。

旧様式では、ここに寡婦であるとかという記載があったものでございますが、そちらは全て抜いたというところが改正を行うものでございます。

ですので、新旧対照表の、新の給与簿と旧の給与簿も示させていただいていますが、旧のところでは本人該当のところ、障害あるいは老年等の記載のところには寡婦というのがあるものとか、これらの記載を抜くという改正を行うものでございます。

ひとり親または寡婦（夫）に該当する場合は、それを記入するということになるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑があればお願いいたします。

特にございませんか。塚田先生もよろしいですか。

【塚田委員】 はい、結構です。

【教育長】 今さらながらというところだと思いますけれども。

それでは質疑がないようでございますので、それぞれ採決してまいりたいと思います。

まず、57号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に第58条議案、学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次に日程第2報告事項の2、令和3年度学校選択における抽選校について事務局の説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは令和3年度学校選択における抽選校について御説明をいたしま

す。資料の4を御覧ください。

来年度令和3年度の希望申請状況につきましては、前回の教育委員会の御報告をさせていただいたところですが、あの時点ではまだ抽選校が決定していませんでした。

その後、抽選校が決まりましたので、本日改めまして御報告をさせていただくものでございます。

まず、表の見方自体は前回御説明させていただいていますけれども、抽選校の決定の仕方について簡単に御説明をさせていただきますと、1番の城南小学校を見ていただきますと、一番左側、令和3年度のところで、右に住民基本台帳による予定数ということで10月1日現在の通学区域内のお子さんの数が出ています。

その右で、それぞれ希望申請、ほかの学区から城南小を希望された方が20名、城南小学校の学区からほかの学校を希望された方がマイナスの11名ということで差し引きをすると、今の時点で城南小学校を希望されている方は全部で160人いらっしゃるということになります。

その右が受入枠ということで、これは9月の時点で各保護者の方にも御案内した、城南小学校の来年度の受入枠ということで130名ということになりますので、現時点では希望者が受入枠を30名超えているということで、城南小学校は抽選校になっているということでございます。

同じように、希望者の数が受入枠を超えている学校が基本的には抽選校になっているというものでございます。

若干例外がございまして、例えば11番、鮫浜小学校を御覧いただきますと、令和30年度の入学の希望者数は75となっております。右側の受入枠を見ると90ということで受入枠には収まっているという状況ではございます。

ではあるのですが、抽選校にいたしました。抽選校にした理由は、鮫浜小学校はほかの学校を希望された方が多数いらっしゃるんですけども、希望先の学校もやはり抽選校になっているということで、そちらで外れて戻ってこられる方も多数いらっしゃるため、受入枠を超えてしまうことを見込んで、抽選校にしているということでございます。

すみません、最初にお話しするのが漏れていました。ここで黄色く色が付いているところが抽選校の学校でございます。

それからもう1つ、19番の延山小学校でございます。延山小学校は入学希望者数が70名、受入枠は60ということで、受入枠を超えているんですけども抽選校にしてございません。

これは今の時点で、学区の基本台帳上は67名ということでこちらも受入枠を超えているんですけども、過去の例を見ますと、ぎりぎり入るか入らないかといったところで何とか入るんじゃないかという見込みがあって、今のところ抽選校にはしていないということでございます。

ただし、これから先の推移を見据えて、状況によっては、学区のお子様も増えている。さらに増えてくれば、学級数等受入枠を増やして受け入れをしていくということを考えているところでございます。

以上のような考え方に基きまして、各学校それぞれ抽選校を決めたところでございます。

今年度トータルで見ますと、色のついた学校は全部で20校となりました。抽選校は、小学校と義務教育学校全体で20校でございます。

令和2年度が全部で19校ございましたので、昨年よりも1校増えたということでございます。ちなみに一番右の令和元年度は16校ございましたので、毎年少しずつ増えてきている状況でございます。

続きまして裏面が、中学校と義務教育学校後期課程でございます。

こちら基本的な考え方は同じような流れで抽選校を決定してございます。ただ、中学校の場合はそもそも私立に行かれるお子さんがたくさんいらっしゃる関係があって、ここだけの数字を見た限りでは、相当な数の方がいらっしゃるようになってしまっているのだけれども、実際には例年3割程度は私学に行くということで受入枠の中に収まっていくということでございます。

ただ、それでも希望されている方が多い学校に関しては抽選していくということになってくるものでございます。

中学校のほうは、トータルで今年度は9校が抽選校になってきてございます。令和2年度、今年4月に入学された方では抽選校は8校、その一番右、令和元年度では5校でしたので、中学校のほうも毎年少しずつ増えてきているという状況がございます。

こちら抽選ですけれども、今月12月1日から3日間をかねまして、それぞれ抽選を実施いたしました。

その結果につきましては、学務課の執務室の前に貼りだしをするとともに、ホームページにも掲示をしているところでございます。

また、この抽選結果に基づきまして、今月の末に就学指定通知を各御家庭に送らせていただくということ、それから年明け1月5日からは、今度は学校選択ではなく指定校変更の受付が始まるということになってくるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 希望申請者の割合が昨年25.1%から今年21.6%に減っているのですが、抽選校の数は増えているということですので、これはどういう読み取りをしたらいいのでしょうか。

【教育長】 今のは小学校のほうですよ。

【富尾委員】 小学校のほうです。

学務課長。

【学務課長】 御指摘のとおり、希望申請された方については、単純に実数で見ても、令和2年度は808名だったのに対して今年度は706名となっているということで、減っているという状況でございます。

それにもかかわらず、抽選校が増えているということでございますけれども、各学校の学区のお子さんの数が全体として今増えてきているというのがございますので、選択できる枠自体がかなり減ってきているといったことがございます。

結果的に、選択する方が減ったのにも関わらず抽選する学校が増えてしまったという状況がございます。

あとは、選択される学校に若干偏りがあって、そういった学校でどうしても抽選せざるを得ない状況が生じているということもあろうかと思えます。

以上でございます。

【富尾委員】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

内容につきましては、前回説明を1度受けておりますので、もう抽選が既に終了しているということで、来月に向けてまた今度は指定校変更でそういう提案をされているということになるかと思えます。

それでは、もう質問がないようでございますので、令和3年度学校選択における抽選校につきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承をいたします。

事務局からそのほかに何かありますか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは次に、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思えますので、傍聴の方は御退出願います。

— 了 —